

海南市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を公表する。

令和7年11月20日

海南市監査委員 岸 友 子

海南市監査委員 中 平 博

財務監査等

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第2項に規定する監査

第2 監査の基準

監査の基準は、海南市監査基準（令和2年海南市監査委員告示第2号）に準拠している。

第3 監査の対象

下津行政局

くらし部 社会福祉課

まちづくり部 産業振興課、建設課、都市整備課

教育委員会 生涯学習課

第4 監査の期間及び実施場所

令和7年11月5日（水）

海南市役所3階 3C会議室

第5 監査の着眼点

1 財務監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 予算の執行は、正当な権限者が行い、その手続は適正か。
- (3) 会計区分、年度区分及び予算科目を誤って執行しているものはないか。
- (4) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- (5) 計数に違算はないか。特に各種帳簿の計数は、証拠書類等の計数及び関係帳簿類の計数と符合しているか。
- (6) 経理事務の管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。
- (7) 事務処理の組織又は手続に改善の余地はないか。
- (8) 公益性のない事業又は団体に補助金等の交付が行われていないか。
- (9) 補助金等の算出は、合理的な基準により行われているか。
- (10) 事業計画書どおりの精算が行われているか。

2 行政監査

- (1) 事務事業の執行に当たっては、市民の福祉の増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- (2) 事務事業は、その目的を達成するために有効なものとなっているか。
- (3) 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。
- (4) 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

(5) 最少の経費で最大の効果をあげるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

(6) 各部局間の連携、整合性、統合性がとれ、公平性、公正性が確保されているか。

3 行政監査（まちづくり部 産業振興課）

(1) 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法令等に根拠をおいているか。

(2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

(3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

(5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

(6) 事業報告書の点検は適切になされているか。

(7) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

(9) 指定管理者制度の採用により、効率的な管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。

(10) 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。

第6 監査の実施内容

所管事務が関係法令等に準拠し、効率的かつ合理的に行われているかどうかを主眼とし、主に令和6年度（必要に応じて令和5年度以前を含む。）の事務事業について、所管課に事前に出納関係書類等の提出を求め関係書類を審査するとともに、担当者からの説明を聴取して審査を行った。

第7 監査の結果

監査を行った範囲内において、財務に関する事務及び行政事務全般を通じて、その処理はおおむね適正に執行されているものと認められたが、引き続き適正で効率的かつ合理的な事務の執行に取り組まれない。

各所管課への検討又は要望事項は、次のとおりである。

1 所管課 まちづくり部都市整備課

(1) 対象団体 個人11件

対象事務 空家リフォーム工事補助金

ア 市外からの移住促進、空家の有効活用、ひいてはまちのにぎわいの創出のため、引き続き補助金制度の周知徹底に努め、老朽危険空家の発生予防、地域の住環境の改善に取り組まれない。

2 所管課 まちづくり部建設課

- (1) 対象団体 海南野上土地改良区 他20件
対象事務 市単独土地改良事業補助金
ア 特になし。

3 所管課 下津行政局

- (1) 対象団体 下津ふるさとまつり実行委員会
対象事務 下津ふるさとまつり事業補助金
ア 地域の活性化を図り、コミュニティを深めるため、今後も補助金の計画的かつ効率的な活用に取り組まれない。

4 所管課 まちづくり部産業振興課

- (1) 対象団体 株式会社 ダイナック
対象事務 道の駅指定管理料
ア 引き続き指定管理者から提出された報告書の確認を毎月行い、チェック体制の充実を図られたい。
- (2) 対象団体 海南特産家庭用品協同組合
紀州漆器協同組合
対象事務 特産見本市出展補助金
ア 特になし。

5 所管課 教育委員会生涯学習課

- (1) 対象団体 公益財団法人 琴ノ浦温山荘園
対象事務 琴ノ浦温山荘保存整備事業補助金
ア 特になし。

6 所管課 暮らし部社会福祉課

- (1) 対象団体 海南市民生委員児童委員協議会
対象事務 民生委員児童委員活動費交付金
ア 人口減少社会を見据えたうえで、民生委員の定数の見直しを検討し、広報活動等担い手確保のための取組の強化を図られたい。

財政援助団体等監査

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項に規定する監査

第2 監査の基準

監査の基準は、海南市監査基準（令和2年海南市監査委員告示第2号）に準拠している。

第3 監査の対象

団体の名称	委託料の名称	所管課
株式会社ダイナック	道の駅指定管理料	まちづくり部 産業振興課

第4 監査の期間及び実施場所

令和7年11月6日（木）

海南市道の駅（海南サクアス）多目的室

第5 監査の着眼点

- (1) 施設は関係法令の定めるところにより、善良な管理者の注意をもって適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用促進並びに利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (5) 地方公共団体の長のみが行うことができる権限に属する事務（行政財産の目的外使用許可等）が行われていないか。
- (6) 自主事業を実施する場合は、協定等に基づき適正に実施されているか。

第6 監査の実施内容

海南市からの指定管理料に係る出納その他の事務が適正に執行されているかどうかを主眼とし、令和6年度（必要に応じて令和5年度を含む）に執行された指定管理料に係る出納その他の事務について、株式会社ダイナックに事前に出納関係帳簿等の提出を求め関係書類を審査するとともに、担当者からの説明を聴取して審査を行った。

第7 監査の結果

監査を行った範囲において、指定管理料に係る出納その他の事務はおおむね適正に執行されているものと認められたが、引き続き適正で効率的かつ合理的な事務の執行に取り組まれない。また、産品輸送車両リース等市指定事業に対する利用促進並びに

利用者サービスの向上のための取組について、団体を挙げての努力が垣間見られ、営業利益の向上に努められていることは評価に値する。

なお、株式会社ダイナックに対する検討又は要望事項は、次のとおりである。

- (1) 指定管理者としての業務に係る会計処理及び口座管理は適正に行われていたが、協定書と実際の運用に相違が見られたので、今後、協定書の見直しを検討すること。